

2026 年度
日本学生支援機構貸与奨学金
緊急採用(第一種)・応急採用(第二種)
募 集 要 項
＜対象：学部・大学院＞

【問い合わせ先】 学生オフィス 奨学金係 TEL: 0570-067-670

＜衣笠キャンパス・朱雀キャンパス所属学生＞

〒603-8577 京都府京都市北区等持院北町 56-1

＜びわこ・くさつキャンパス所属学生＞

〒525-8577 滋賀県草津市野路東 1-1-1

＜大阪いばらきキャンパス所属学生＞

〒567-8570 大阪府茨木市岩倉町 2-150

[キャンパス共通] 平日 9:30～11:30・12:30～17:00 (火曜日のみ 12:30～17:00)

＜個人情報の取り扱いについて＞

今回提出される願書や家計状況を示す書類等の情報は、奨学金の選考に利用されます。また、今後の奨学金の募集案内においても利用する場合があります。あなたの情報は、この利用目的の範囲内においてのみ利用されます。

日本学生支援機構貸与奨学金（緊急採用・応急採用）

家計急変事由発生から12カ月以内（進学前に家計急変が発生していた場合は、進学後3カ月以内）に申し込みを完了する必要があります。以下QRコードから奨学金案内電子版を必ず確認し、制度をよく理解したうえで出願してください。

大学院生については、貸与月額、家計急変事由、家計基準・学力基準が学部生と異なるため、各ページ下部に記載の貸与奨学金案内のページを参照してください。



←学部生はこちら



大学院生はこちら→

1. 概要

	緊急採用：第一種	応急採用：第二種
貸与月額（学部）	自宅 2万・3万・4万・<u>5.4万円</u> 自宅外 2万・3万・4万・5万・<u>5.4万円</u>・<u>6.4万円</u> ※5.4万円、6.4万円については併用貸与の家計基準を満たす必要あり。 ※給付奨学金または学費減免に採用された場合、第一種の貸与月額が調整（併給調整）され、減額または0円になる場合あり。詳細は貸与奨学金案内P.7～8をご参照。	2万円～12万円（1万円単位） ※薬学部のみ14万円も選択可
利子	無利子	有利子 在学中、利息はかかりません。利率は上限3% 利率固定方式・利率見直し方式から選択
併願	現在、第一種奨学金を受給している場合は、緊急採用の出願不可	現在、第二種奨学金を受給している場合は、応急採用の出願不可
採用期間	入学月を限度として事由発生の月以降から、原則として修業年限の終期まで。 ただし、1年ごとに継続受給の手続きが必要（毎年1月頃）。	2026年4月以降で希望する月もしくは事由発生の月以降（いずれも入学月を限度とする）から、原則修業年限の終期まで。 ただし、1年ごとに継続受給の手続きが必要（毎年1月頃）。
返還	貸与終了後、日本学生支援機構の奨学規程により返還	

※大学院生の貸与月額については貸与奨学金案内P.7を参照してください。

2. 家計急変事由と証明書類について

緊急採用・応急採用の申し込みが認められる家計急変事由は、以下の表のとおりです。該当しない場合は、定期採用への申し込みを検討してください。

家計急変事由		家計急変事由の証明書類 ※別途収入に関する証明書類が必要な場合があります	家計急変事由の発生日
1. 生計維持者が死亡		・戸籍謄本（抄本） ・住民票除票の写し（死亡日記載）	生計維持者が死亡した日
2. 事故・病気等	(1) 生計維持者が事故・病気等となり 就労困難 【休職による収入減少】	以下両方の証明書類が必要です ・事故・病気等で就労困難な事由の証明（医療費の領収書、治療計画書、診断書等） ・休職等の証明	事故・病気等発生以降の家計急変日
	(2) 同一生計の家族が事故・病気等となり家計が急変 【生計維持者の支出増大】	・事故・病気等の事由の証明（医療費の領収書、治療計画書、診断書等）	事故・病気等発生日
3. 生計維持者が失職（退職、会社倒産、廃業）		・退職証明書、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書等 ・個人事業の開業・廃業届出書（控用） ・破産手続開始決定の通知書等（民事再生法等の法的申立てを行っていることが確認できるもの）	離職日、廃業日
4. 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災	(1) 被災等により収入が無くなった	罹災証明書、被災証明書	罹災日、被災日
	(2) 被災等により収入が減った		
	(3) 被災等により支出が増えた（収入状況は変化なし）	罹災証明書、被災証明書 （犯罪被害等により家計が急変した場合は相談してください）	
5. 父母等による暴力等から避難		公的機関や NPO 法人等による保護証明書等	保護施設への入所年月日等
6. 生計維持者との離別（離婚・行方不明等）		戸籍謄本（抄本）、離婚届受理証明書、行方不明者届受理票等	離別日（離婚日、失踪日等）

※大学院生の家計急変事由の詳細については貸与奨学金案内 P. 43～45、49～52 を参照してください。

3. 保証制度について

奨学金の申込の際に以下A、Bいずれかの保証制度を選択する必要があります。

A. 「人的保証」制度について

◆ 連帯保証人と保証人を選任する必要があります。必ず事前にその方の承諾を得てください。

	役 割	選 任 条 件	採用後に必要な書類
連帯保証人	奨学金の返還について奨学生本人と同等の責任を負う	① 父または母 ② ①の選任ができない場合、兄弟・姉妹・おじ・おば	①印鑑登録証明書 ②収入に関する証明書
保証人	奨学生本人や連帯保証人が返還できなくなった場合、それらに代わって返還未済額の2分の1を返還する	父母以外の兄弟姉妹やおじおばなど4親等以内の親族で65歳未満の人。ただし、連帯保証人と別生計の人。	①印鑑登録証明書

B. 「機関保証」制度について

人的保証制度が、奨学金の貸与を受ける人が一定の条件を満たす連帯保証人および保証人に自ら依頼しこれらの人の保証を受けるのに対して、保証機関（協会）に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。保証を受けるためには、一定の保証料の支払いが必要です。保証機関は、公益財団法人日本国際教育支援協会です。

※ 機関保証に加入し保証料を支払っても、奨学金を返還する義務があることは人的保証制度と同じです。

「奨学金の返還をしなくても構わない」といった誤った考えを持たないようにしてください。

※ 保証機関が本人に代わって返済（代位弁済）した場合、保証機関は本人にその分（奨学金の未返還額）を一括して請求します。また、請求に応じない場合は、保証機関が法的措置（財産、給与の差し押さえ等）を執ります。

※ 保証料は「第一種（無利子）」の月額64,000円（自宅外生）に対し、2,666円（2026年度目安）です。

注意！ 申込・採用後に「機関保証」から「人的保証」への変更はできません **注意！**

< 保証形態別、返還誓約書（借用証書）の提出時に必要な手続きと書類（初回振込み後に提出） >

		選任基準	署名	捺印	印鑑登録証明書	収入に関する証明書	保証依頼書
人的保証	奨学生本人	-	○	-	-	-	-
	連帯保証人	原則として父母	○	○ (実印)	○	○	-
	保証人	連帯保証人と別生計で4親等以内の人 (原則として65歳未満)	○	○ (実印)	○	-	-
機関保証	奨学生本人	-	○	-	-	-	○
	連絡先	奨学生本人の卒業後も 本人と連絡がとれる人	○	-	-	-	-

4. 選考基準について

(1) 家計基準

希望する奨学金	家計基準
第一種・第二種併用貸与	生計維持者の貸与額算定基準額が 164,600 円以下であること
第一種奨学金	生計維持者の貸与額算定基準額が 189,400 円以下であること
第二種奨学金	生計維持者の貸与額算定基準額が 381,500 円以下であること

※貸与額算定基準額は次の計算式により算出します（100 円未満は切り捨て）。

$$\text{貸与額算定基準額} \star 1 = (\text{課税標準額}) \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除額}) \star 2 - (\text{多子控除}) \star 3 \\ - (\text{ひとり親控除}) \star 4 - (\text{私立自宅外控除}) \star 5$$

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が 0 円になります。

ふるさと納税等による寄付金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、貸与額算定基準額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税となっても、貸与額算定基準額は 0 円にならない場合があります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、市町村民税調整控除額に 3/4 を乗じた額となります。

★3 生計維持者が 2 人を超える子どもを扶養している場合、2 人を超える子ども 1 人につき 40,000 円を控除します。

扶養している子どもの人数は住民税情報またはスカラネット申告人数のうち、小さい方の人数を適用します。

★4 ひとり親世帯に該当する場合に 40,000 円を控除します。

★5 自宅外通学の場合に 22,000 円を控除します。

(2) 学力基準

大学における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

※大学院生の家計基準・学力基準については貸与奨学金案内 P. 47 を参照してください。

相談から受給までの流れ

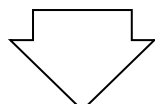
募集要項・奨学金案内の確認

申請フォームにて出願・書類提出（学部生）

窓口にて出願・書類提出（大学院生）



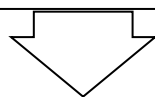
▲申請フォームはこちら（学部生）



大学（学生オフィス）にて出願書類を点検し、
日本学生支援機構へ奨学生として推薦可能か判断します。

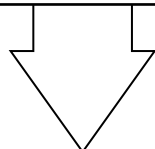
入力から一週間以内に学生オフィス窓口で

スカラネット用 ID パスワード+確認書兼同意書を受け取る



出願書類と引き換えに「スカラネット」の ID とパスワードをお渡しします。

スカラネット入力+インターネットによるマイナンバーの提出



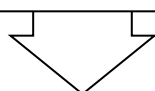
スカラネット入力下書き用紙の内容を「スカラネット」へ入力してください。
※入力完了後に表示される受付番号は必ず控えておいてください。
また、入力完了後、スカラネットからマイナンバーを提出してください。

奨学金確認書兼地方税同意書+身元確認書類を日本学生支援機構へ郵送で提出



スカラネット入力から一週間以内に郵送で提出してください。
採否の結果はおおむね 2 か月後に判明します。

指定銀行口座に初回奨学金振込み



初回振込みより約 2 週間後に、「奨学生証」「返還誓約書」を大学を
通じて交付します。

「返還誓約書」を提出

※返還誓約書を大学指定期日までに提出しない場合、奨学金の振込が停止され、すでに振込まれた奨学金を
日本学生支援機構に全額返金したうえで採用取消（奨学生としての採用を取り消される）となります。

<注 意>

- ・書類は学生本人が記入してください。
- ・書類は必ず黒ペンや黒ボールペンで記入してください（鉛筆やシャープペン、消せるペンでの記入は認められません）。
- ・出願書類の不備やスカラネット入力内容不備があった場合、希望通りの日程で奨学金が受給できなくなることがあります。
- ・上記日程はあくまで予定です。変更になる場合があります。
- ・出願をされても日本学生支援機構の基準等により採用されない場合があります。